

共催セミナー

AEAコンプライアンス勉強会より

～特定商取引法の基本ルールについて～

迫 千代

一般社団法人日本エステティック業協会リーダー AEAコンプライアンス委員

一般社団法人日本エステティック業協会(AEA)が設置するAEAコンプライアンス委員会は、会員企業の管理部門やコンプライアンス関連部門の担当者により構成する委員会です。主な活動内容として、コンプライアンス関連の情報発信、ガイドラインやガイダンスの策定、会員企業ホームページの広告表示改善、行政機関への業界関連情報の提供、AEAエステティック相談センターに寄せられた事案の協議などを事業者の目線だけでなく消費者の視点に立って行っております。

活動を通じて集まった情報、知見、対応策を会員にフィードバックし、コンプライアンス面からサロン運営をサポートすることを目的に行っているのが「AEAコンプライアンス勉強会」です。これまで「ホームページ広告表示」をテーマに景品表示法や薬機法を取り上げるなど、セミナー形式で分かりやすい解説を会員に向けて行っております。

今回の学術会議講演では、特に会員の関心が高かった「特定商取引法」について基本的ルールを解説した勉強会の模様を取り上げました。ご存知のとおり、特定商取引法は事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなど消費者を守るためのルールを定め、事業者による違法・悪質な勧誘行為を防止し、消費者の利益を守ることを目的とした法律です。消費者トラブルが生じやすい取引類型を対象とし、エステティックは特定商取引法の「特定継続的役務提供」に分類されています。エステティックサービス契約を行う際には、事業者が必ず守らなくてはならない基本的ルールであるにもかかわらず、消費者トラブルとなるケースの多くではこのルールが守られていないのが現状です。本勉強会では、事業者には特に正しく理解していただきたい「クーリング・オフ」と「中途解約」について事例を交え解説しております。

皆さまにおかれましても本ルールについて再確認の意味を込めてご視聴いただければ幸いです。

略 歴

外資系美容総合商社のエステティック事業本部 顧客相談窓口責任者を経て、2018年 一般社団法人日本エステティック業協会入職。

現在、AEAコンプライアンスチーム(リーダー)とAEAエステティック相談センターを兼務。

消費生活センター相談員向け研修講師や、公益社団法人日本広告審査機構(JARO)機関誌への執筆も行う。

資格など

・お客様対応専門員(CAP) ・消費生活コンサルタント ・美容師免許 ・管理美容師資格